判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

		5場日の日政仏マの旅座						
			資料番号	3		担当課	障害福祉課	
法令名	身体障害者福祉法	根拠条項	16-2	不利益処分 の種類	身体等害者手帳の返還命令			
第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳 帰								
を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、すみやか - スハニルリッラるもの								
に身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。 1 両眼の排力(万国武線財表によって測ったものをいい、国所業がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ、)がそれぞれの1 以						をいう。以下同じ。) がそれぞれ0.1 以下のもの		
2 都道府県	知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けたものに対して身	体障害者手 2 - 眼の形	2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの					
帳の返還を命ずることができる。			3 両眼の揺がそれぞれ10 度以内のもの					
一 本人の	障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。	4 両限に	4 両限による視性の2分の1以上が欠けているもの					
二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由なく、第18条の規定による診査又は児童福祉法 ニ 刈口場げる眼覚又は平衡勝時事の障害で、永続するもの								
第19条	第1項の規定による診査をはばみ、又は忌避したとき。	1 両耳の観	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの					
三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。			2 一耳の聴力レベルが90 デンベル以上、他耳の聴力レベルが50 デンベル以上のもの					
3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければなら			3 両耳による普通利声の最良の結合甲酸度が50パーセント以下のもの					
ない。			4 平衡機能の著し、障害					
		三 次に掲げる	音声機能、言語機能又はそしゃ	く機能の障害				
第18条第4項 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次の措置を採らなけ			1 音声機能 言語機能対はそしゃく機能のそう失					
ればならない。			2 音声機能 言語機能又はそしゃく機能の著し、障害で、永続するもの					
医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。			四次は場ずる肢体不自由					
二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練又は就職あっせんを必要とする者に対しては、公共職業安			1 一上肢、一下肢又は神経の機能の著し、障害で、永続するもの					
定所に紹介すること。			2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの					
三 身体障害者更生援護施設への入所又はその利用を必要とする者に対しては、当該地方公共団体の			3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの					
設置する当該施設に入所させ、若しくはそれを利用させ、又は国若しくは他の地方公共団体若しく			4 両下肢の全ての指を欠くもの					
は社会福祉法人の設置する当該施設にこれらの者の入所を委託すること。			5 一上肢のおや指の機能の著し、障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著し、障害で、永続するもの					
四 前3号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。		6 1から5	6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害					
		五 心臓 し	ル臓又は呼吸器の機能の障害<	の他政令で定める障害で永続し、	かつ、日常生	活が著い、制限を受ける程度で	であると認められるもの	
《児童福祉法	》							
第19条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない。			身体障害智能比益施行令第12条					
			法別長第5号に掲げる政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。					
			一 ほうこう又は直腸の機能					
			二 小根の機能					
			三 ヒト知安不全ウイルスによる知覚の機能					